

# 田原本町子ども読書活動推進計画



平成18年 3 月

田 原 本 町

## はじめに

子どもがその成長過程で言葉を学び、感性を磨き、表現力・想像力を高めて、豊かな人間性と確かな生きる力を身につけていく上で、読書は欠くことのできない大切なものであります。

田原本町では、「豊かな自然と歴史が息づく田園文化都市」をまちづくりの目標とし、まちづくりの5つの柱の筆頭に「多様な文化を創造するまち」を掲げています。したがって、関連諸団体が連携協力し、読書環境を整え、子どもたちの読書活動の推進を図ることは、子どもたちに豊かな文化を創造・継承させていく上でまことに意義のあることと考えます。

2001年12月、国においては、「子ども読書年に関する決議」を法制化し、その根底に「日本国憲法」と、その理想の実現を図る人間の育成を期した「教育基本法」の理念を受け継いだ「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律に基づき、2002年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、奈良県でも2003年7月に「奈良県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

これらを受けて本町も「田原本町子ども読書活動推進計画」を策定し、その理念の実現に歩を進めてまいります。

家庭、学校、公共図書館等、本町における関連諸団体がそれぞれの領域と立場でこの計画の趣旨を体得し、行政の支援の下、計画の実現に向けて、一層の努力と連携を深めることを願います。

そして、この推進計画が確実に実を結び、子どもたちの読書の機会と環境が充実し、読書が子どもたちにとって本当に自由で楽しいものとなり、子供たちに、より豊かでたくましく生きる力をもった人間への成長を約束するものとなることを願ってやみません。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たり、ご協力いただきました多数の方々に衷心より厚く御礼を申し上げます。

平成18年3月

田原本町教育委員会

教育長 森 口 淳

## 子ども読書活動推進計画を策定して

子どもの読書活動は、子どもが言葉を知り、表現力を高め、創造力をふくらませ、人の優しさ・怒り・信頼などの感性を学ぶ場でもあります。易しく大きな字から始まった読書も、成長するにつれて、難しいけれど興味のある分野の本へと発展していきます。本を読むことによって、学ぶ力、考える力が身につき、大人になって困った時に対処する方法を見つける力をつけることができます。

田原本町の読書活動の取り組みの現状について各学校・団体から報告がありました。各分野でそれぞれ大変熱心に活動されていることに驚きを感じました。特に、保健センターの取り組みとして、4ヶ月児健診に来所した乳児とその保護者を対象に行う、「ブックスタート事業」があります。生後4ヶ月の乳児が、「本を読んでもらう」ことに何らかの反応を示すことが報告されました。

幼稚園や小学校までは懸命に本を読む児童も、ゲームや塾通い、中学校に入ると部活動をするようになって読書量が減ってくる傾向にあります。また、教育改革の名のもとに、小・中学校の国語科の授業の時間数が減り、教科書から文学作品が少なくなっていることも、子どもたちが読書から遠ざかっている遠因になっています。

平成12年を「子ども読書年」と定め、国を挙げて子どもの読書活動を支援する必要性を明らかにしました。もとより、子どもの読書活動推進計画は、子どもが言葉を知り、表現力を高める子どもの読書活動推進を目指す取組ではありますが、子育てをしている大人（父・母だけでなく家族ぐるみ）の読書活動の推進の必要性も痛感しました。はじめは、親が子どものために、一緒に本を読んでも、子どもが自力で本を読めるようになった時、親は自分のための読書を続けていく活動でもあると思います。

この策定では、田原本町立図書館を核に、幼稚園、学校などの機関の連携活動及びボランティアの育成が推進の中心になります。そのため、(仮称)「子ども読書活動推進協議会」を設置し、関係者の力を結集して、さらに具体的な取り組みを模索していきたいと考えています。

この策定委員会を4回に開催し、各委員の方々には多忙な中を出席いただき、取り組みの報告や策定について貴重な意見や方策を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

田原本町子ども読書活動  
推進計画策定委員会

委員長 阿部 義輝

## 第1章 はじめに

子どもにとって読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

国においては、読書のもつ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることが定められた。翌平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）が施行され、さらに平成14年8月には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定された。

また、奈良県では、平成15年7月に、子どもがそれぞれの発達段階に応じて、よりよい読書環境において自主的な読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣が形成されることを目指し、「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定された。

これらを受けて田原本町では、子どもたちがかけがえのない一冊の本と出会い、豊かな人間性と確かな生きる力を身に付けることを目指し、子どもの読書活動の現状と課題を踏まえ、読書活動の推進に関する施策や取り組みを体系化し、計画的な推進を図るために、「田原本町子ども読書活動推進計画」を策定するものである。

この計画は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう）を対象とし、平成18年度から平成22年度までの5年間を期間とする。

## 第2章 子どもの読書活動推進に向けての基本方針

————— 読書の楽しさをすべての子どもたちに —————

### 1 子どもが読書に親しむ機会の提供

乳幼児期から子どもが読書の喜びや楽しさを発見できるよう、家庭・地域・学校において、成長や発達に応じて読書に親しむ機会を提供する。

### 2 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの自主的・主体的な読書活動を推進するため、図書資料をはじめ施設設備の整備・充実を図る。また、子どもの読書活動を支援するボランティアの養成・支援に努める。

### 3 子どもの読書に関わる地域社会の連携と啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・学校・図書館等の関係機関が緊密に連携し、地域が一体となって取り組むことが大切である。また、大人が読書活動の意義や重要性について認識し、読書する大人の姿を見せることで、子どもの読書意欲を高めるとともに、大人も含めた読書活動の啓発と推進を図る。

## 第3章 子どもの読書の現状と課題

### 1 家庭・地域

田原本町においては、子育てサークル、子ども会、PTA、ボーイスカウトなどの諸団体があり、様々な形で子どもの活動を支援している。ボランティアによるおはなし会も、いろいろな施設で開催されているが、人材不足は否めない。

保健センターでは、乳児期前半から絵本を通して楽しい親子の時間が過ごせるよう育児支援を行っている。4ヶ月児健診の際には絵本の紹介をボランティアが行い、1人ずつ絵本を手渡している。(ブックスタート事業) また、民生児童委員による就学前の幼児を対象にした幼児教室も開催されている。

公民館においても、子どもが地域社会にかかわりを持ち、読書活動への興味が多方面に及ぶように、生活作文発表会、親子で星を見る会、科学教室、野外活動などの事業や家庭教育学級への支援も行っている。

家庭においては、子どもたちの年齢が上がるにしたがって、勉学や読書以外の趣味、遊び、習い事などに費やす時間が増え、読書の時間が取りにくくなってきており、子どもの読書活動の推進に繋がるための努力は、今後も一層望まれるところである。

### 2 幼稚園・保育所(園)

幼稚園・保育所(園)では、年齢に応じた読み聞かせやおはなしが日常的に行われている。子どもたちは、教師や保育士が読んでくれる絵本を通して、想像力を膨らませ、言葉を理解し、表現力を身につけ、豊かな心を育んでいく。

各園の蔵書数は、在籍している子どもの人数により様々であるが、保育室への絵本の設置など、子どもがいつでも絵本を手にとって楽しめる環境を整えている。毎月、園が選んだ絵本を保護者に購入してもらい、家庭へ持ち帰らせ、保護者と共に読書を楽しむことができるように配慮をしている。

幼稚園では、絵本の部屋を設け、貸出も行っている。また、図書館へ見学に出かけ、おはなしを聞いたり、本を借りたりして、読書活動の推進を図っている。しかし、保護者の絵本に対する関心はあまり高いとは言えず、一層の啓発が必要である。



### 3 学校

学校は、学齢期のすべての子どもが一日の長い時間を過ごす場であり、授業や朝の読書タイムや全校一斉の読書時間を設けるなどして読書活動の推進が図られてきた。

学校図書館の蔵書冊数は、平成16年度末で小学校の合計が30,461冊、中学校の合計が24,080冊で、これは文部科学省の示す学校図書館の蔵書基準（学校図書館図書標準）を下回っている状況にある。

すべての小・中学校の図書館は、コンピュータ化が図られ、各学校間の資料検索やインターネットを使っての町立図書館の蔵書検索も可能で、調べ学習などにも活用されている。

学校図書館を支える人的環境の整備に関しては、学校図書館法の規定により平成15年度以降、12学級以上の全ての小・中学校において、司書教諭が配置されている。しかし、専任でないため本来の役割を果たすには十分な時間が取れないのが実情である。

#### (1) 小学校

学校が独自に実施した調査によると、ほとんどの子どもは読書好きで、1週間に5冊以上の本を読んでいる子どももいる。しかし、簡単な物語や映画化・TVドラマ化された本に偏る傾向もある。教諭による本の紹介や読み聞かせだけでなく、図書委員会活動としての読書活動も展開している。朝の読書タイムや昼の休み時間にボランティアによるおはなし配達を受け入れるなど、読書活動の推進を図っている。田原本小学校の図書館の改装や北小学校の図書館の新築など施設の改善も図ってきたが、より快適な読書環境を作るために、なお一層の設備改善と資料の充実が望まれる。

#### (2) 中学校

中学生になると、勉学や部活動などに費やされる時間が増し、友達や家族などの人間関係に悩みを抱いたりする。読書活動は、そういった悩みの解決の糸口を見つけたり、自分を見つめたり、将来の進路を考える手段の一つとなる。また趣味や興味も多様化して、専門的な情報を要求する時期でもあり、町立図書館で借りるなどして、多くの本を読む生徒がいる一方、ほとんど読まない生徒もあり、個人差が生まれている。

学校では、学級文庫の設置や、おすすめ図書の冊子を作ったり、図書便りで本の紹介をしたり、授業の中での関連図書の紹介などを行うなど読書活動への啓発を行っている。

## 4 町立図書館

町立図書館は、住民が知りたいと思う資料や情報を無償で提供し、生涯にわたる個人の自発的な学習を支援することを使命としている。子どもにとっても、自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることでできる身近な場所である。

田原本町では、平成16年11月に新図書館がオープンし、子どもの多様なニーズに応えるため、絵本や読み物、知識の本、趣味の本など幅広い収集を行い、図書館にやって来る子どもの読書相談や調べものの相談に応じている。

おはなし会や、折り紙教室、映画鑑賞会や小学生を対象とした1日図書館員などの参加型の事業の他に、「図書館だより」やブックリストの配布、「広報たわらもと」への記事掲載、ホームページなどにより図書館の利用促進を図っている。

ふれあいセンター児童室・老人福祉センターとは、システム連携を行い、相互に本の検索・貸出・予約を可能としている。



また、町立図書館では「田原本おはなし会」「手作り絵本の会」「書架整理の会」「音訳グループあおがき」の四つのボランティアグループが活動し、その援助・支援を行っている。

しかし、学校や保健センター等への支援体制は、今後の課題となっている。

## 5 ふれあいセンター児童室

ふれあいセンターの図書室は、児童館という特性から現在は、児童書のみを設置している。乳幼児から中学生までの子どもとその保護者が主な利用者と、親子で読書をする姿がよく見られる。ボランティアによる「おはなし会」や児童館スタッフによる読み聞かせなどを行い、本に親しむ機会の提供を行っている。





## 第4章 推進に向けての取組

### 1 子どもが読書に親しむ機会の提供

#### (1) 子どもと本を結ぶ

- ア. 各施設がそれぞれの特色を活かし、子どもとその保護者が読書に親しむために「おはなし会」や講座の開催など、読書の意義についての理解を深め、推進に繋がる読書活動の取り組みを積極的に行う。
- イ. 保健センターにおいては、ブックスタート事業をさらに推進し、乳幼児が絵本とふれあう機会の一層の充実を図る。
- ウ. 幼稚園・保育所（園）においては、乳幼児期から絵本を読む楽しさを伝えるために、読み聞かせや図書館見学を継続・充実するとともに、絵本の貸出を保護者にも行い、家族ぐるみの読書活動の展開を図る。
- エ. 町立図書館においては、今後も職場体験や一日図書館員などの実施を通して図書館への理解を深めるとともに、テーマ別の展示会を充実するなど館内での機会の提供はもちろんのこと、積極的に各施設に出かけ、本の紹介やオリエンテーションを行い、読書活動の推進を図る。

#### (2) 読書指導・利用指導

- ア. 学校においては、今後も読書の時間（朝読書など）を設けたり、教科の指導と繋いでありして読書指導を一層積極的に進める。また、子どもたちが図書館に親しめるよう、学年に応じた利用指導を充実する。
- イ. 町立図書館においては、子どもの読書相談に応じるなどして、子どもと本を結ぶ努力を続ける。

## 2 子どもの読書環境の整備・充実

### (1) 施設・設備の充実

- ア. 幼稚園・学校・町立図書館等の各施設においては、快適な読書環境を作るために施設・設備等の改善及び資料の充実に努める。
- イ. すべての施設において、障害を持つ子どもが豊かな読書活動ができるように設備・資料の充実を図り、郵送貸出などを実施する。
- ウ. 学校図書館においては、ボランティアの導入やインターネット環境の整備などにより運営の活性化を図る。
- エ. 町立図書館においては、児童コーナー、中・高校生のためのコーナー（ヤングアダルトコーナー）の充実を図り、すべての子どもたちが読書を楽しむことができる環境の整備に努める。また、図書館への来館が困難な子どもたちのためには、将来においては自動車文庫（動く図書館）の整備が望まれる。
- オ. ふれあいセンターにおいては、一般書も設置し、親子がともに読書を楽しむ環境づくりの推進を図る。

### (2) 職員の研修

資料の選択・収集・提供や、子どもの読書活動に関する指導にかかわる司書や、各機関の子どもの読書活動の推進を担当する職員の資質及び専門的知識・技術の向上を目指した研修の充実を図る。

### (3) ボランティアの養成・支援

おはなしや読み聞かせ、対面朗読や布絵本作り、学校図書館の支援などを行うボランティアを積極的に養成し、活動を支援する。

### 3 子どもの読書に関わる地域社会の連携と啓発

#### (1) 地域社会への啓発と連携

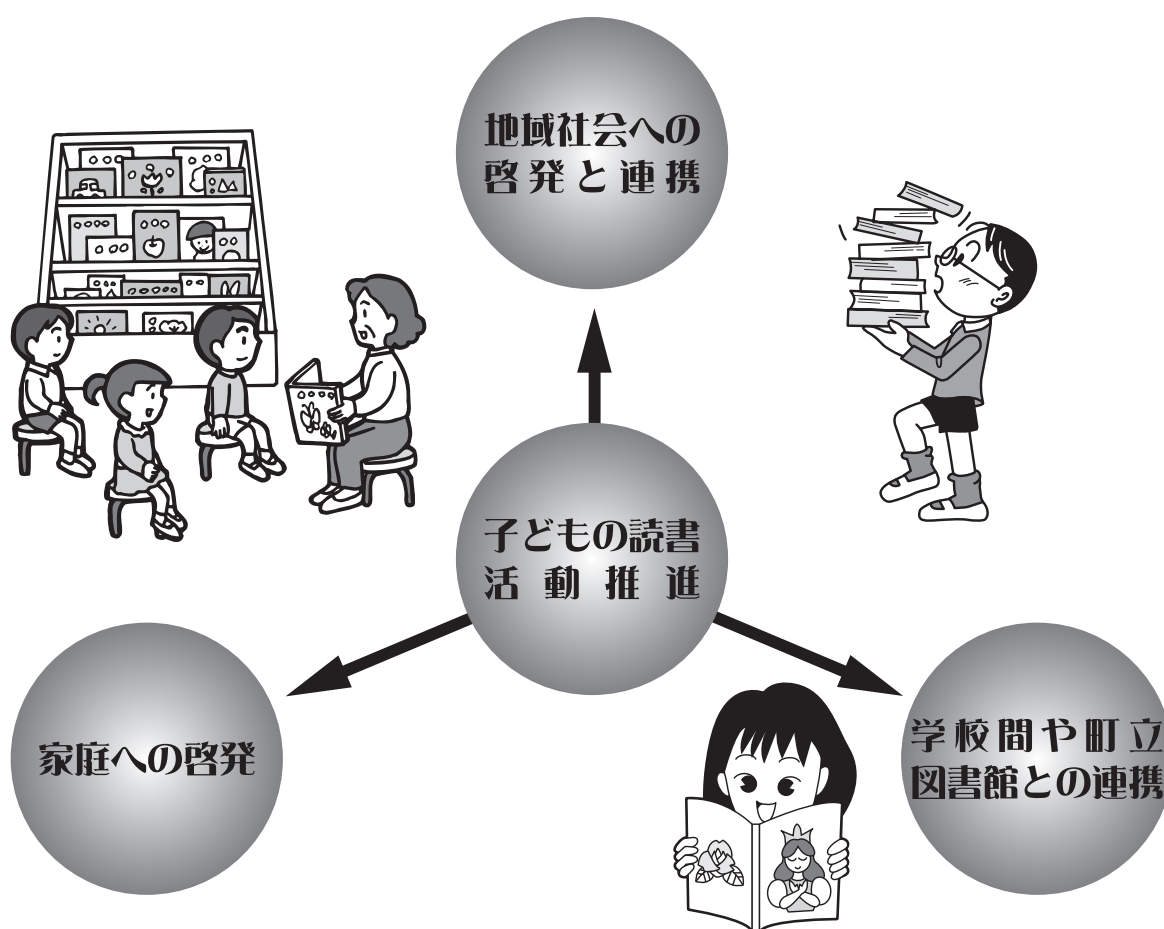
町広報ならびに町立図書館のホームページや各機関の広報紙等に子どもの読書活動の大切さや読書推進事業等を掲載し、理解と協力を呼びかける。さらに青少年健全育成事業等を通じ、地域社会の関連諸団体との連携を図りながら子ども読書活動の推進を図る。

#### (2) 家庭への啓発

子どもたちが読書の楽しみや喜びを経験するにあたっては、家庭の役割が何よりも大切である。PTA主催の行事、学校だより、図書館だより、町広報、ホームページなど様々な機会や案内を通じて、家庭に対して子どもの読書活動の大切さを伝え、理解と推進を図る。

#### (3) 学校間や町立図書館との連携

図書館と学校等は、(仮称)「学校・図書館連絡会」を設置し、相互に資料や情報の提供を行い、連携・協力し、総合的な読書活動の推進に取り組む。



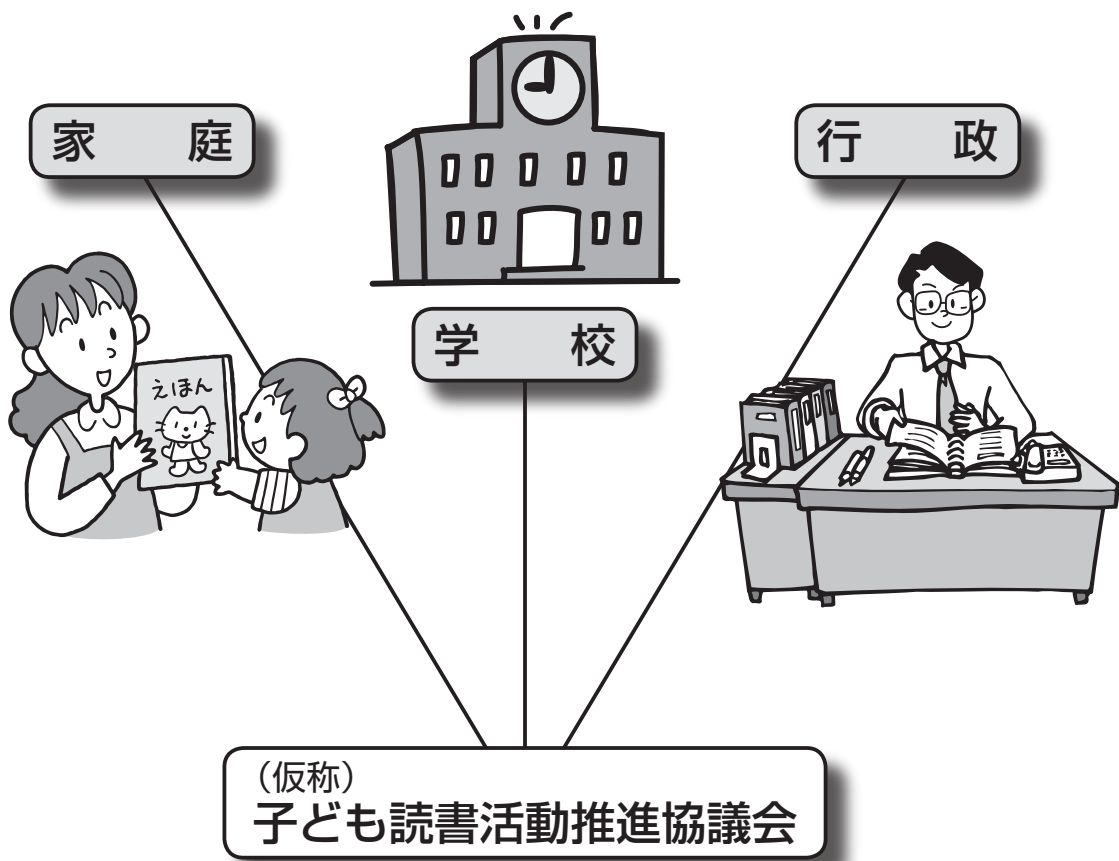
読書の楽しさをすべての子どもたちに

1. 機会の提供		2. 環境の整備・充実		3. 地域社会の連携・啓発		実施者等
子どもと本を結ぶ	読書指導の充実	施設・設備の充実	職員の研修	ボランティアの養成・支援	地域社会への啓発	
1	ブックスタート事業の継続・促進	1	読書の時間（朝読書など）を設ける	1	資料（本等）の充実	教育総務課 学校 幼稚園 保育所(園) ふれあいセンター 図書館
2	おはなし会の開催の継続・促進	2	読書感想文コンクール等の参加継続・促進	2	障害者への施設・設備改善	教育総務課 学校 幼稚園 保育所(園) ふれあいセンター 図書館
3	ボランティアによる学校へのおはなし配達の継続・促進	3	学年に応じた読書指導の継続・促進	3	学校図書館にボランティアの導入	教育総務課 学校
4	ブックリストの作成・配布	4	読書相談	4	快適な図書環境を作るために施設・設備の改善を図る	教育総務課 学校 幼稚園 保育所(園) ふれあいセンター 図書館
5	図書館だより等の発行	5	健診での読書指導	5	インターネット環境の整備・充実	教育総務課 学校 ふれあいセンター 図書館
6	テーマ別本の展示会の実施	6		6	ヤング・アダルトコーナーの充実	図書館
7	「図書館を使った学習賞コンクール」優秀作品の展示会等の開催の継続	7		7	ふれあいセンターに一般書の設置	ふれあいセンター 図書館
8	「子ども読書の日」にイベントを実施	8		8	外国語資料の収集と提供	図書館
9	職場体験、一日図書館員の継続	9		1	広報「たわらもと」を活用した啓発	図書館
10	映画会の開催	10		2	青少年健全育成事業を活用した啓発	生涯学習課
11	「星を見る会」「科学教室」等の事業時に関連図書を提示し読書推進を図る	11		3	ホームページによる啓発	図書館
12	学級文庫の整備・充実	12		1	健診を活用した啓発	健康対策課 図書館
13	保護者への絵本貸出の継続・促進	13		2	家庭教育学級を活用した啓発	生涯学習課 学校
				3	PTA主催の行事を活用した啓発	学校 幼稚園 保育所(園)
				4	学校(学級)・幼稚園・保育所(園)だよりを活用した啓発	学校 幼稚園 保育所(園)
				1	学校と図書館との連絡会を設置し連携を図る	学校 図書館

## 第5章 施策の推進に向けて

### 1 推進体制

家庭・学校・行政による（仮称）「子ども読書活動推進協議会」を組織し、子どもの読書活動の推進を図る。またこの組織により、本計画の進捗状況を確認し、必要な見直しを図る。



### 2 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

# 資 料 編



## 田原本町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、田原本町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、田原本町子ども活動読書推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること
- (2) その他推進計画策定のための必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、27人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育所、幼稚園、学校関係者16人
- (2) 社会教育委員 3人
- (3) 読書活動推進団体関係者 2人
- (4) その他教育長が必要と認める者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の報告を行う日までとする。なお、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行等)

- 1 この要綱は、平成17年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、第2条の規定に基づく報告のあった日にその効力を失う。

## 田原本町子ども読書活動推進計画策定委員会開催経過

回数	開催日	内容
第1回	平成17年11月4日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員紹介、委員長選出・副委員長の氏名</li> <li>○ 計画策定の主旨と策定スケジュールの説明</li> <li>○ 次回の課題（現状・課題を事務局に提出）</li> </ul>
第2回	平成18年1月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設担当委員より現状・課題の説明を受け、意見交換</li> </ul>
第3回	平成18年2月3日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「現状と課題について」のまとめ及び、「取組について」各委員より説明</li> </ul>
第4回	平成18年2月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「取組について」及び、計画全般に亘り検討</li> <li>○ 推進体制についての検討</li> </ul>

## 田原本町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

	氏 名	「要項」第3条第2項該当号	備 考
1	阿 部 義 輝	(1) 田原本北中学校 校長	委 員 長
2	松 村 宙 亨	(1) 田原本小学校 校長	副委員長
3	林 行	(1) 田原本中学校 司書教諭	
4	松 川 佳代子	(1) 田原本北中学校 司書教諭	
5	福 岡 勢津子	(1) 田原本小学校 司書教諭	
6	岡 村 雅 美	(1) 田原本北小学校 司書教諭	
7	嶋 田 澄 子	(1) 田原本東小学校 司書教諭	
8	青 木 恵美子	(1) 田原本南小学校 司書教諭	
9	森 田 美代子	(1) 田原本平野小学校 司書教諭	
10	北 村 典 子	(1) 田原本幼稚園 園長	
11	原 田 麻衣子	(1) 田原本幼稚園 教諭	
12	濱 田 芙 美	(1) 田原本北幼稚園 教諭	
13	竹 林 明 子	(1) 田原本東幼稚園 教諭	
14	金 井 文 子	(1) 田原本南幼稚園 教諭	
15	沼 田 真由美	(1) 田原本平野幼稚園 教諭	
16	浅 井 周	(1) 宮古保育園 主任保育士	
17	末 田 裕 子	(2) P T A 連合会長	
18	上 田 太 一	(2) 学識経験者	
19	田部井 紀美子	(2) 学識経験者	
20	真 田 淳 子	(3) 田原本おはなし会	
21	渡 辺 富 子	(3) 田原本読書会まほろば	
22	松 田 明	(4) 福祉課長	
23	小 西 敏 夫	(4) 長寿介護課長	
24	松 原 伸 兆	(4) 健康対策課長	
25	平 井 洋 一	(4) 教育総務課長	
26	吉 川 建	(4) 生涯学習課長	
27	藤 井 フミ子	(4) 図書館長	

事務局	
山 岡 佐規子	図書館 副館長
澤 田 糸 美	図書館 主事

田原本町子ども読書活動推進計画

発行 平成18年3月 田原本町教育委員会

編集 田原本町立図書館

〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手233-1

T E L 0744-32-0262